

5 河川管理者以外の者が行う工事の承認

令和7年4月1日現在

根 拠 法 令	河川法(第20条)	担当課 担当係	河川整備課 総務管理係 0742-27-7503
制度の概要	河川管理者以外の者が、河川工事又は河川の維持（政令で定める軽易なものを除く。）を行う場合には、河川管理者の承認を受けなければならない。		
目 的	河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除去し若しくは軽減するために河川について行う河川工事等は、本来的には河川管理者の権限に属するが、河川管理者以外の者が河川工事等を行う必要がある場合に、河川管理者の承認を受けることにより河川工事等の施行を可能にするとともに、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持することを目的とする。		
対 象 地 域	一級河川及び準用河川の河川区域		
規 制 内 容	河川管理者以外の者が、河川工事を行う場合、その工事の設計及び実施計画又は維持の実施計画について河川管理者の承認を受けなければならない。 但し、草刈り、軽易な処分その他これらに類する小規模な維持については承認不要。		
許 可 等 の 基 準	「河川管理施設等構造令」及び「工作物設置許可基準」による。		
手 続 の フ ロ ー 図	河川法の規定による河川管理者以外の者が行う工事の承認申請 1 一級河川（県管理区間）の場合 <pre> graph LR A[承認申請書] -- 提出 --> B[受理] B -- 進達 --> C[審査] C --> D[承認] D -- 承認通知 --> A </pre> 2 一級河川（国土交通省管理区間）の場合 （1）淀川水系・・・木津川上流河川事務所 （2）大和川水系・・・大和川河川事務所 （3）紀の川水系・・・和歌山河川国道事務所又は紀の川ダム統合管理事務所 （4）新宮川水系・・・紀の川ダム統合管理事務所又は紀南河川国道事務所 に問い合わせること。 3 準用河川の場合 市町村の担当課に問い合わせること。		